

重大事故にもかかわらず、 新たな事故対策は見受けられず！ 飯田線落石事故に関する業務委員会開催

3月8日、本部は飯田線落石事故に関する申し入れ（申第23号）に関する業務委員会を開催しました。

本部は、乗客・乗務員の生命に関わる重大事故であり、しっかりした対策を求めましたが、会社は再点検を実施したのみで新たな対策をするような考えを明らかにしませんでした。事故に対する認識は、労使双方で大きく違いが出ました。

以下、主な議論です。

1. 事故の概況と被害状況、事故原因について明らかにすること。

【回答】

平成24年1月25日（水）6時04分頃、飯田線三河槇原～湯谷温泉駅間において、上り普通列車が線路上の落石と衝突した。これにより、ご乗車のお客様10名及び乗務員2名には怪我はなかった。

2. 事故現場に落石検知装置及び落石防護ネットが設置されていたのか明らかにすること。又、J R 東海管内における、落石や土砂崩れに対するこれまでの安全対策を明らかにすること。

【回答】

当該箇所付近の斜面は、開業当時より種々の防護対策を施してきた。当該箇所には、風化・亀裂等の変状が見られず、安定した状態であったため、防護設備は設置してこなかった。

当社管内における落石等の対策については、予想される落石の規模や設置箇所の条件に応じて、落石止擁壁、落石止め柵、落石被い等の防止対策を講じているほか、落石警報装置による信号設備における対策を講じている。

3. 今回の事故を受けて、落石や土砂崩れに対する今後の事故防止対策を明らかにすること。

【回答】

当該箇所は、発生当日に防護設備を設置した。また、類似箇所の点検を実施した。必要な対策を講じている。

4. 当該列車及び、今回の事故で遅延等の影響を受けた乗務員への対応を明らかにすること。

【回答】

適切に対応している。

5. 当該列車及び、今回の事故で遅延等の影響を受けた乗客への対応を明らかにすること。

【回答】

線路等の安全確認の上、後続の列車を併結して当該列車の救援を行った後、12時53分に上り線の運転を再開した。

この影響により、上り普通列車・中部天竜11時38分発、豊橋13時16分着が、184分遅れたのを最大に、上下計3本（下り1本、上り2本）が184分～42分遅れた。全区間運休列車は上下計6本（下り3本、上り3本）、部分運休は上下計10本（下り4本、上り6本）だった。これによる影響人員は約950名であった。

なお、当該列車及び救援した後続列車にご乗車のお客様については、当社が手配したタクシーでご移動頂いた。

6. 自然災害による事故や運転事故の発生した場合は、直ちに労働組合に説明し協議の場を持つこと。

【回答】

協約の定めに基づき適切に対応する。

組合：何が原因で落石したのか。

会社：岩の割れ目に樹木・根が侵攻し、水分が入り、凍結・解凍が繰り返されたと推定する。

組合：落下した岩の大きさは。

会社：直径約1mの岩が2つである。

組合：岩の点検の時期とその時の岩の状態はどうであったのか。

会社：平成23年に点検したところ、至急の対策は必要ないと判断し、平成24年度内に工事を進める予定であった。

組合：そこは読み間違いではないのか。

会社：検査は適切であった。

組合：検査の方法はどのように行ったのか。

会社：1つ1つ詳細に行っている。

組合：詳細とは具体的に何か。

会社：2年に1回実施している。近くで写真を撮り、前回と比較する。

組合：前回の検査はいつか。
会社：23年春に行った。月日は把握していない。
組合：約1年の間に石の割れ目が拡大したと判断して良いか。
会社：そうである。
組合：緊急性を要しなかった判断の根拠は何か。
会社：技術者の判断である。
組合：走行していた速度、見通し距離、衝突時の速度は。
会社：約65km/h、手前がカーブのため約100mで非常ブレーキをかけ、推定40km/hで衝突した。
組合：損傷は。
会社：日本車輈に入場し調査したが、台車の損傷が大きかった。その後名古屋工場に移動した。台車は歪み、長期に渡って使用できない状態だった。
組合：我々は、この事故は乗客・乗務員の生命に関わる重大事故と認識している。会社の認識はどうか。
会社：石は柔らかく、衝突で粉碎した。大きな危険という認識ではない。
組合：たまたま石が柔らかかったこの程度で済んだのではないか。我々の認識とは大きくずれている。検査の方法は他にはないのか。
会社：線路巡回、列車巡回などで目視検査、ドクター東海による線路点検を行っている。
組合：乗務員などから危険という報告は上がっているのか。
会社：聞いていない。
組合：10年前にも落石事故があったと聞いているがどうか。
会社：あったことは聞いている。
組合：事故後、点検した箇所は。
会社：類似箇所については在来全線区実施した。
組合：伝令法を施行して救援列車を運転したと聞いているが、伝令法を施行するには輸送責任者が必要である。輸送責任者は、何処の駅から手配したのか。
会社：豊橋駅である。
組合：湯谷温泉駅までは距離がありかなり時間がかかった。事故は想定外であったという認識か。
会社：そういう言い方はどうかであるが、工事の計画はしていた。自然現象だからどうしようもない。
組合：自然だろうが何だろうが、それで済むことにはならない。
新たな対策はないのか。検査周期を2年から1年にするとか、見直すべきものは見直したら良い。
会社：現状で十分だ。
組合：会社の考えは安全対策とは言えない。生命に関わる問題である。抜本的な改善を求める。

以 上